

佐渡市除雪ブルドーザ売却実施要領

不用になった除雪ブルドーザを、オープンカウンター方式により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

1. 売却対象の物品

売却対象の物品は次に掲げるものとし、新穂田野沢地内にて保管しています。

項目	規格・形式
メーカー	小松
形式	D 5 0 1 6
初年度登録年月	昭和 5 4 年 1 0 月
仕様	アングリングプラウ
車両重量	1 2 0 6 0 K g
車両総重量	1 2 1 7 0 K g
長さ	4 5 8 c m
幅	3 7 2 c m
高さ	3 0 2 c m
総排気量	8 . 4 9 L
車検の有効期限	平成 2 4 年 1 月 1 8 日

外装・内装とも、長期間使用による劣化・退色・傷・錆等が大分見られます。

- 1 所有者移動または、一時抹消登録証に係る費用は落札者の負担となります。
- 2 車体に書かれている新穂村の名称及び村章等は落札者の負担で除去してください。

2. 参加資格

参加資格者は、20歳以上で佐渡市内に住民登録又は永住資格を有する外国人登録をしている個人及び佐渡市内で法人登録をしている法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者としてします。

ただし、次に該当するものを除きます。

破産者で復権を得ない者 市税滞納者 佐渡市職員

3. 受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に見積書（別紙1）を封筒（別紙2）に入れ提出してください。なお、期間中は物品の確認をすることができます。希望する方は、佐渡市建設課道路公園維持係までお申込みください。

物品の確認は、受付期間中（ただし、土・日曜日は除きます。）の午前9時から午前11時、午後1時から午後4時までとし、必ず、事前に佐渡市建設課道路公園維持係へご連絡ください。

受付期間：平成23年11月14日（月）～平成23年11月18日（金）

午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送の場合は受付期間の最終日の消印があるものに限り有効とします。

受付場所：佐渡市建設課道路公園維持係（電話63-5118）

4. 契約の相手方の決定について

開札は、平成23年11月21日(月)午前10時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。なお、落札となる同価格の入札者が2名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

5. 売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納入してもらいます。

6. 所有権の移転及び物品の引渡し

売却物品の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は平成23年11月22日(火)から平成23年12月16日(金)の午前9時から午後4時30分までに物品を搬出してください。

物品の引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行ないません。

落札者は、物品引渡しの際に受領証(別紙3)を提出してください。

落札者は、物品引渡しから1ヶ月以内に一時抹消登録証または、所有者変更後の車検証の写しを送付してください。

落札者は、物品引渡しから1ヶ月以内に車体に書かれている新穂村の名称及び村章等を除去した写真を送付すること。

7. かし担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却物品に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

8. 結果の公開

見積り合せの結果について、落札者名及び落札金額を公開することがあります。

9. その他の留意事項

参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。

本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。

その他不明な点は下記までお問い合わせください。

〒952-1292 佐渡市千種232番地 佐渡市建設課 道路公園維持係 電話(0259)63-5118
--